

昭和女子大学ダイバーシティ推進機構会員規約

(目的)

1. 学校法人昭和女子大学が設置、運営する昭和女子大学ダイバーシティ推進機構（以下「本機構」という）は、イノベーションの源泉としてのダイバーシティ（性、年齢、国籍など多くの多様性を生かす）経営を支援する各種活動を行うとともに、「女性活躍推進法」の成立に伴う社会経済情勢の変化に呼応し、女性人材の育成プログラム（以下「キャリアカレッジ」という）を実証的に運営することで、生産性の向上、フレキシブルな働き方、アウトカムを重視する企業等の在り方全体の改革に寄与することを目的とします。

(活動の種類)

2. 本機構は、第1条の目的を達成するため、主として次の活動を行います。
 - 一 キャリアカレッジの企画、運営
 - 二 セミナー/シンポジウムの開催
 - 三 ダイバーシティに関する調査、研究
 - 四 企業等への出張研修及びコンサルティング
 - 五 研究誌等による調査・研究成果の発表と刊行

(事業年度)

3. 本機構の事業年度は、4月1日～翌年3月31日とします。

(会員資格)

4. 会員資格の期間は事業年度単位とし、原則として次の事業年度以降に自動更新します。

(入会手続)

5. 入会を希望する企業等は、別に定める入会申込書および誓約書によりお申し込みください。ただし、本機構が入会希望者を会員とすることを不相当と判断する場合は、お申し込みをお断りします。

(入会手続期間)

6. 入会手続期間は、原則として入会を希望する事業年度の前事業年度の2月1日～3月31日とします。ただし、事業年度の途中での入会も会員数の状況に応じて可能とし、この場合、会費は別途定めるところによります。

(会員区分・年会費・会員特典)

7. 会員区分、年会費、キャリアカレッジの派遣人数枠を次のとおりとします。

区 分	A会員	B会員	C会員	D会員	賛助会員
年会費 (税込)	90万円	70万円	50万円	30万円	10万円
キャリアカレッジへの派遣人数枠	4名無料/年	3名無料/年	2名無料/年	1名無料/年	—

上記以外のセミナー、研究会等については、会員区分によらずご案内いたします。

年会費は、本機構の請求書を受領した月の翌月末までに支払うものとします。

(会員区分変更)

8. 次の事業年度における会員区分の変更を希望する場合は、原則としてその前の事業年度の2月1日～3月31日に申請するものとします。

(キャリアカレッジ派遣者申請)

9. キャリアカレッジ派遣者については、原則としてキャリアカレッジ開講1か月前までに、別に定める派遣者申請書によりお申し込みください。

(キャリアカレッジ派遣人数の増減対応)

10. 会員区分に応じたキャリアカレッジへの派遣人数の増減を希望し、本機構長により承認された場合は、1人につき20万円(税込)追加徴収または返還します。

(退会)

11. 事業年度終了時又は事業年度途中で退会を希望する場合は、3か月の事前通知により、いつでも退会できますが、事業年度途中で退会する場合、既に納入した年会費は返還されません。

(キャリアカレッジ等の受講上の注意)

12. キャリアカレッジ、セミナー、シンポジウムなど本機構が開催するプログラムを受講するにあたっては、本機構の指示を守っていただき、また次の事項に注意してください。

(1) 本機構長の許可のない、構内・建物内での物品の斡旋・販売、勧誘、金品授受等の行為は、固くお断りします。

(2) 本機構長の許可のない、録音、写真・ビデオ撮影、プログラム内容の転載等は、固くお断りします。

(3) 全館禁煙です。

(4) 次のような好ましくない行為があった場合は、受講のお断り、退会勧告並びに損害賠償の請求をする場合があります。

- ①故意または過失により著しい障害または損額を本機構に与えた場合
- ②本機構の再三再四の協力依頼を、正当な理由なく、拒否または無視された場合
- ③プログラムの運営に著しく支障をきたす言動をした場合
- ④本条に定める「キャリアカレッジ等の受講上の注意」に反する言動を重ねて行った場合
- ⑤上記①～④に準ずる好ましくない行為、法令または公序良俗に反する行為があった場合

(会員資格の喪失)

13. 本機構は、会員が次に該当する場合には、事前に会員に通知することなく、会員資格を取り消すことがあります。ただし、既に納入した年会費は原則として返還されません。

- ①会員である企業等が解散その他消
- ②会員規約、入会申込書又は誓約書に違反し滅したとき
- ③6か月以上年会費を滞納したとき
- ④会員からの申込内容に虚偽があったとき
- ⑤会員相互または昭和女子大学（以下「本学」という）本機構の名誉、信用等を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(会員規約の変更等)

14. 大学の都合により、この会員規約の変更、本機構の改廃等を行うことがあります。

附則 この規約は、平成28年2月10日から施行します。

2 この規約は、平成28年3月1日から施行します（賛助会員設置）。

3 この規約は、平成29年3月1日から施行します（セミナー/シンポジウム派遣人数枠撤廃）。